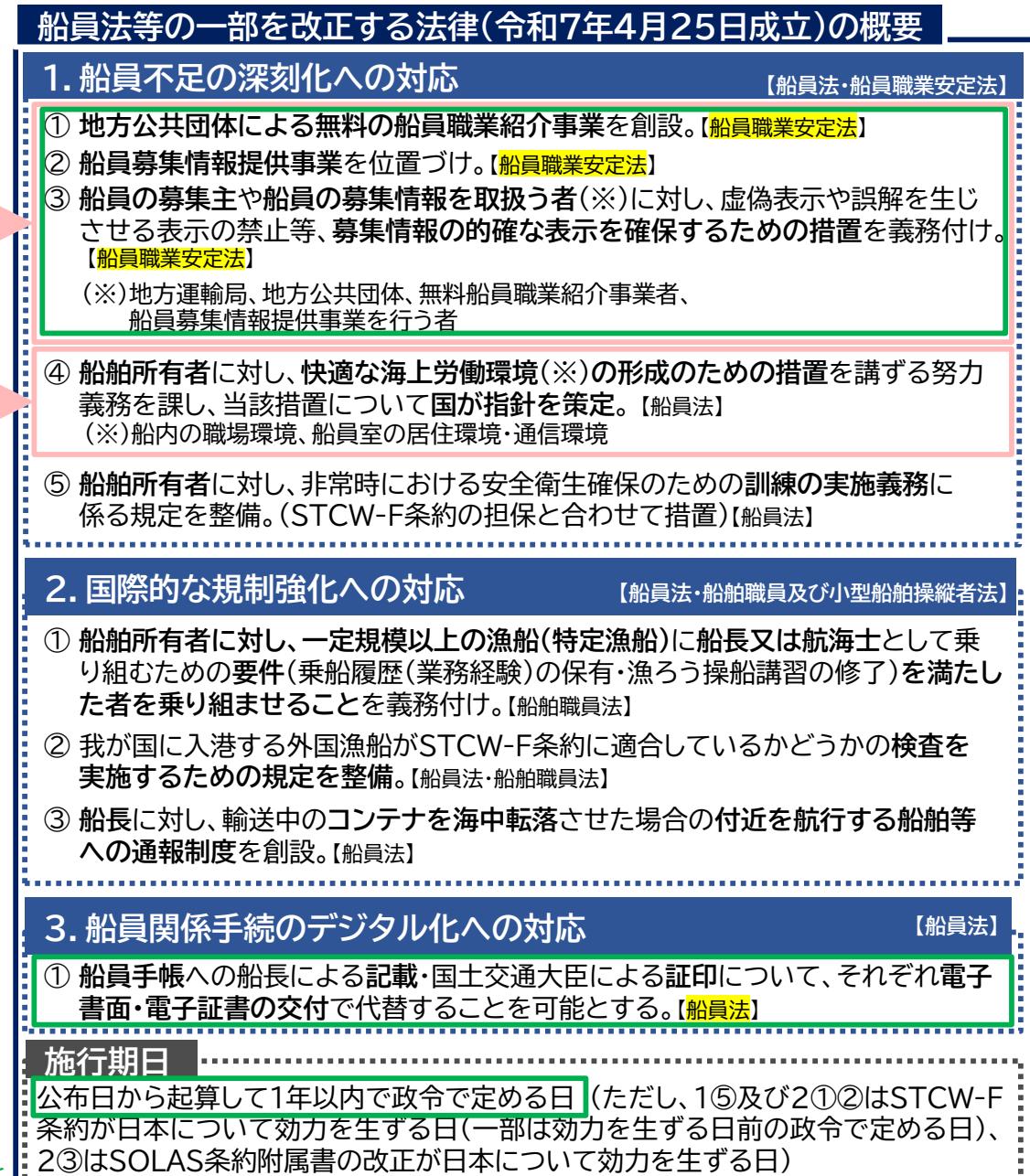
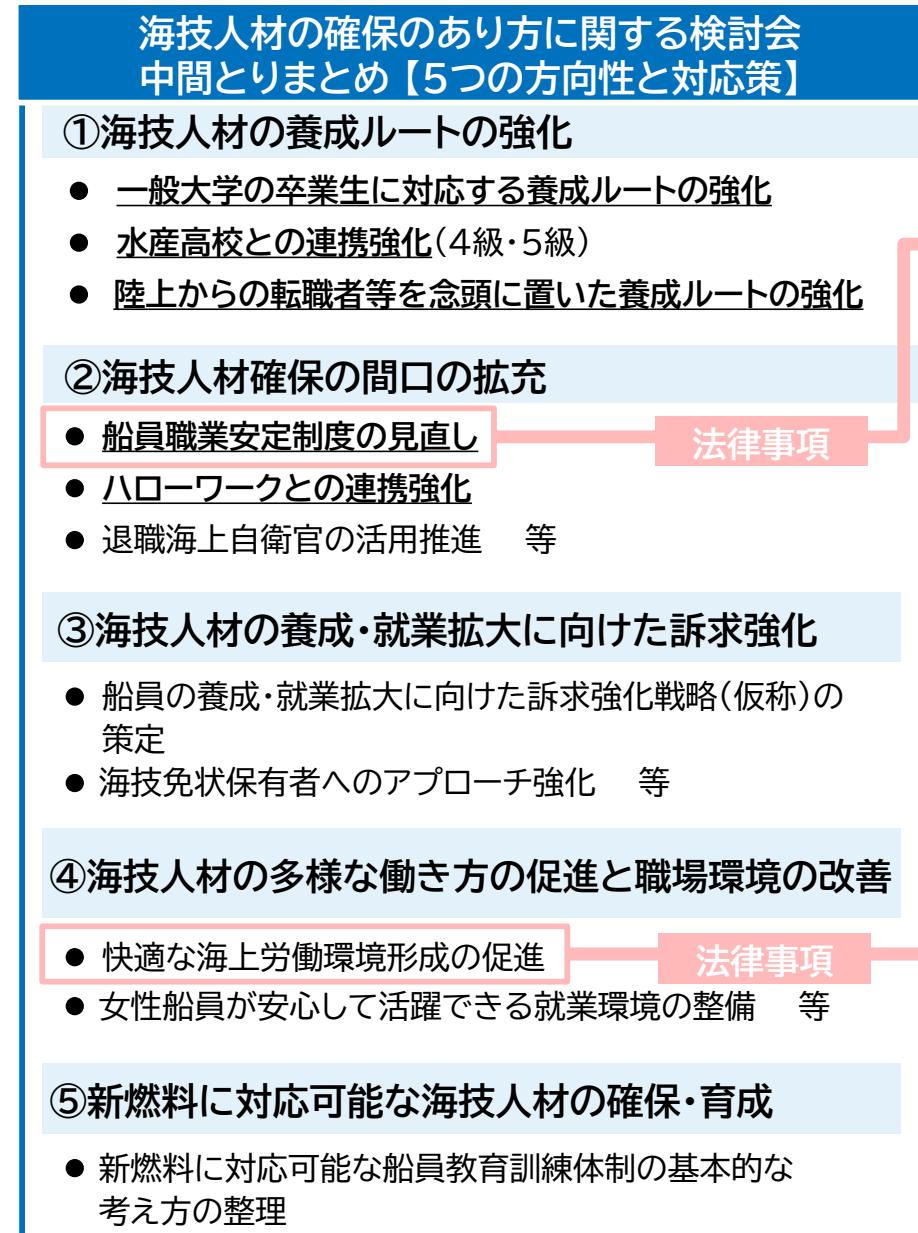


船員法等の改正事項と省令改正案

令和7年12月
海事局船員政策課

船員法等の一部を改正する法律(令和7年法律第32号)

- 船員不足の深刻化等の環境変化を踏まえ、海技人材の確保の今後のあり方として、5つの方向性に沿って対応策を講じていく。
- このうち法律事項については、船員法等の一部を改正する法律が令和7年4月25日に成立(令和7年5月14日公布)。



船員不足の深刻化への対応関係

- ・船員の転職市場における適正かつ円滑なマッチングを行える環境を整備するため、船員職業安定制度を見直し。

対応策

【船員職業安定法】

地方公共団体による無料の船員職業紹介の導入

地方公共団体主催の転職セミナー等を海運事業者が活用できる環境を整備するため、地方公共団体による無料船員職業紹介事業を導入

求人等に関する情報の的確な表示

船員の求人等に関する情報の的確な表示を確保するため、地方運輸局や無料職業紹介事業者等の船員募集情報を取り扱う者に対して、「虚偽表示」や「誤解を生じさせる表示」を禁止するとともに、提供する情報を正確かつ最新の内容に保つための仕組みを導入

船員の募集情報提供に関する事業の制度化

船員の募集に関する情報を提供する事業を法制度に位置づけ、報告徴収等の仕組みを導入

求人者等への通知制度の新設

無料船員職業紹介事業者や派遣元事業者等による求職者や派遣船員の海技資格等の受有状況の確認とその結果を求人者や派遣先事業者に通知する仕組みを導入

地方公共団体による無料の船員職業紹介【船員職業安定法施行規則】

法律の条文【新船員職業安定法】

(地方公共団体の行う船員職業紹介) 【新設】

第三十二条 地方公共団体は、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。

- 2 特定地方公共団体は、前項の規定により無料の船員職業紹介事業を行う旨を、国土交通大臣に通知しなければならない。
- 3 特定地方公共団体は、その船員職業紹介事業において取り扱う次に掲げる事項その他業務の範囲(以下「取扱職務等の範囲」という。)を定めることができる。
 - 一 職員(船員法第三条第一項に規定する職員をいう。)又は部員の別
 - 二 商船又は漁船の別

(事業の廃止) 【新設】

第三十二条の二 特定地方公共団体は、無料の船員職業紹介事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に通知しなければならない。

省令事項

国土交通大臣への通知方法

- 無料の船員職業紹介事業を行う旨の通知は、以下の事項を書面により通知することにより行う。
 - ・特定地方公共団体の名称
 - ・事業所の名称及び所在地
 - ・開始年月日
 - ・担当者の職名、氏名及び電話番号
 - ・取扱職務等の範囲 等
- 無料の船員職業紹介事業を廃止した旨の通知は、以下の事項を書面により通知することにより行う。
 - ・廃止した年月日
 - ・廃止した理由

法律の条文【新船員職業安定法】

(取扱職務等の範囲の明示等) 【新設】

第三十二条の四 特定地方公共団体は、取扱職務等の範囲、苦情の処理に関する事項並びに求人者の情報(船員職業紹介に係るものに限る。)及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項について、国土交通省令で定めるところにより、求人者及び求職者に対し、明示しなければならない。

省令事項

取扱職務等の範囲等の明示の方法

- 取扱職務等の範囲、苦情の処理に関する事項並びに求人者の情報(船員職業紹介に係るものに限る。)及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項について明示するに当たっては、求人の申込み又は求職の申込みを受理した後、速やかに、書面の交付、電子ファイルの送信等によって行わなければならない。

船員募集情報提供事業の制度化【船員職業安定法施行規則】

法律の条文【新船員職業安定法】

(定義)

第六条

9 この法律で「船員募集情報提供事業」とは、次に掲げる行為を業として行うことをいう。【新設】

- 一 船員の募集を行う者又は無料船員職業紹介事業者その他国土交通省令で定める者(以下この項において「無料船員職業紹介事業者等」という。)の依頼を受け、船員の募集に関する情報を船員になろうとする者又は他の無料船員職業紹介事業者等に提供すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、船員の募集に関する情報を、船員になろうとする者による就職先の選択を容易にすることを目的として収集し、船員になろうとする者又は無料船員職業紹介事業者等に提供すること。

省令事項

船員募集情報提供事業に関する事項

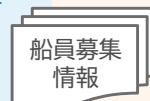
- 新船員職業安定法第6条第9項第1号の「国土交通省令で定める者」として「船員募集情報提供事業を行う者」、「特定地方公共団体」及び「無料船員労務供給事業者」を定める。

【下線部は省令事項】

法第6条第9項第1号 のイメージ

- ・船員の募集を行う者
- ・無料船員職業紹介事業者
- ・船員募集情報提供事業を行う者
- ・特定地方公共団体
- ・無料船員労務供給事業者

依頼



船員募集情報提供事業 を行う者

提供



- ・船員になろうとする者
- ・他の無料船員職業紹介事業者
- ・他の船員募集情報提供事業を行う者
- ・他の特定地方公共団体
- ・他の無料船員労務供給事業者

法第6条第9項第2号 のイメージ

依頼なし



- ・船員になろうとする者
- ・無料船員職業紹介事業者
- ・船員募集情報提供事業を行う者
- ・特定地方公共団体
- ・無料船員労務供給事業者

求人等に関する情報の的確な表示【船員職業安定法施行規則】

法律の条文【新船員職業安定法】

(求人等に関する情報の的確な表示) **【新設】**

第十八条 地方運輸局長は、この法律に基づく業務について新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他国土交通省令で定める方法(次項において「広告等」という。)により求人に関する情報又は求職者に関する情報その他国土交通省令で定める情報(同項において「求人等に関する情報」という。)を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

※地方運輸局長のほか、特定地方公共団体、無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、船員募集情報提供事業を行う者、無料船員労務供給事業者も同様の義務を負う。

省令事項

求人等に関する情報の提供方法

- 新船員職業安定法第18条第1項の「その他国土交通省令で定める方法」について、「書面の交付」、「ファクシミリを使用する送信」「電子メール等の送信」「放送」等の方法を規定する。
- 求人等に関する情報について、同項に定めるもの以外のものとして「自ら又は求人者(※)に関する情報」「法に基づく業務の実績に関する情報」を定める。

※ 船員の募集を行う者、船員募集情報提供事業を行う者の場合は、「船員の募集を行う者」、無料船員労務供給事業者の場合は、「船員労務供給を受けようとする者」となる。

求人等に関する情報の的確な表示【船員職業安定法施行規則】

法律の条文【新船員職業安定法】

(求人等に関する情報の的確な表示) 【新設】

第十八条

2 地方運輸局長は、この法律に基づく業務に関して広告等により求人等に関する情報を提供するときは、国土交通省令で定めるところにより、正確かつ最新の内容に保つための措置を講じなければならない。

※地方運輸局長のほか、特定地方公共団体、無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、船員募集情報提供事業を行う者、無料船員労務供給事業者も同様の義務を負う。

省令事項

正確かつ最新の内容に保つために講じるべき措置

- 新船員職業安定法第18条第2項の規定に基づく措置について以下のとおり定める。

- ・無料の船員職業紹介事業を行う場合

- :求人等に関する情報の提供を依頼した者から当該情報の提供の中止又は内容の訂正の求めがあったときは、遅滞なく、当該情報の提供の中止又は内容の訂正をすること 等

- ・船員の募集を行う場合

- :船員の募集の終了又はその内容の変更の際、速やかに船員の募集に関する情報の提供の中止又は内容の訂正を行うこと 等

- ・船員募集情報提供事業を行う場合

- :船員の募集に関する情報の提供を依頼した者に対し、当該船員の募集の終了又はその内容の変更の際、速やかにその旨を自らに通知するよう依頼すること 等

求職者の個人情報の取扱い【船員職業安定法施行規則】

法律の条文【新船員職業安定法】

(求職者の個人情報の取扱い) 【改正】

第十九条

地方運輸局長及び求人者は、それぞれ、その業務に関し、求職者の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、国土交通省令で定めるところにより、当該目的を明らかにして求職者の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 地方運輸局長及び求人者は、求職者の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

※地方運輸局長のほか、特定地方公共団体、無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者も同様の義務を負う。

省令事項

業務の目的を明らかにする方法

- 新船員職業安定法第19条第1項の規定により、求職者(※)の個人情報を収集する際に業務の目的を明らかにするに当たっては、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

※ 船員の募集を行う者の場合は、「募集に応じて船員になろうとする者」、
無料船員労務供給事業者の場合は、「供給される船員」となる。

求人者等への通知制度の新設【船員職業安定法施行規則】

法律の概要【新船員職業安定法】

(求人者への通知) 【新設】

第二十条 地方運輸局長は、船員職業紹介に係るあつせんをするときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を求人者に通知しなければならない。

一～八 (略)

※地方運輸局長のほか、特定地方公共団体、無料船員職業紹介事業者も同様の義務を負う。

※また、船員派遣元事業者についても同様の措置(派遣先への通知)を講ずる。(第74条)

【取得状況を確認する資格】

・海技免許

(①資格の別 ②履歴限定、船橋当直限定及び機関当直限定、機関限定等の内容についての確認も実施)

・小型船舶操縦免許

(①資格の別 ②特定操縦免許であるか否かの別 ③技能限定の内容 ④特定操縦免許である場合は履歴限定の内容についての確認も実施)

【受有状況を確認する証明書】

・漁ろう操船講習修了証明書

・生存講習修了証明書

・消火講習修了証明書

・航海当直部員適任証書

・危険物等取扱責任者適任証書

・特定海域運航責任者適任証書

・救命艇手適任証書

省令事項

求人者への通知方法

- 新船員職業安定法第20条の規定による求人者への通知については、書面の交付、ファクシミリの送信又は電子メール等の送信による方法で通知することにより行うものとする。

船員関係手続のデジタル化への対応関係

船員行政手続のデジタル化への対応: 船員法の改正

- オンライン化の実現のためには船員手帳への手書き・押印を前提とした手続規定を見直すことが必要。

対応策

【船員法】

- 船員手帳への記載・押印を必要とする手続規定の見直し
 - 各種資格証明等に係る国土交通大臣による船員手帳への証印を、適任証書の交付によって代替可とする
 - 勤務に関する事項に係る船長による船員手帳への記載を、船舶所有者による書面の交付によって代替可とする

(例) 雇入契約の届出手續の流れ(現行)

- ✓ 船員手帳
 - 各種資格証明等について国土交通大臣が証印
 - 勤務に関する事項について船長が記載 等



+

- ✓ その他必要書類



地方運輸局等へ
出頭して届出



(例) 雇入契約の届出手續の流れ(見直し後)

- ✓ 各種資格証明等について国土
交通大臣が電子証明書を発行
(スマートフォンでも閲覧化)



- ✓ 勤務に関する事項について
船舶所有者が記載した書面
を交付(電子的に交付可)

+



- ✓ 届出に必要な電子証明書等を
システムに事前登録
✓ 事前登録情報を活用し、最小限
の項目を入力すれば届出完了



- ✓ 紙の書類作成不要
✓ 地方運輸局等への出頭不要



法律の条文(新船員法)

(船員手帳) 【改正】

第五十条 船員は、国土交通大臣が交付する船員手帳を受有しなければならない。

- ② (略)
- ③ 船員手帳には、国土交通大臣、船舶所有者その他の者が当該船員手帳を受有する船員の身分関係事項その他の事実を記載するものとする。
- ④ 前項に定めるもののほか、船長は、その指揮する船舶に乗り組もうとし、又は乗り組む船員について雇入契約の成立等があつたことを知つたときは、遅滞なく、当該船員の船内における職務、雇入期間その他の勤務に関する事項をその船員手帳に記載しなければならない。ただし、船舶所有者が国土交通省令で定めるところにより船員に対し当該勤務に関する事項を記載した書面を交付した場合は、この限りでない。
- ⑤ (略)

省令事項

雇入契約成立時における船員の勤務に関する事項を記載した書面の交付

- 改正船員法第50条第4項ただし書では、船舶所有者が船員に対し船内における職務、雇入期間その他の勤務に関する事項を記載した書面を交付した場合は、同項本文の船長による船員手帳への記載が免除されることとなっているところ、船員への書面の交付の方法及び書式について定める。
- 雇入契約の成立等の届出の際の提出書類について、従前の船員手帳等に加えて、当該書面を追加する。

船員手帳への証印に代わる適任証書の交付【船員法施行規則】

法律の条文(新船員法)

(航海当直部員) 【改正】

第一百七条の二 船舶所有者は、国土交通省令で定める船舶に航海当直をすべき職務を有する部員(第五項において「航海当直部員」という。)として部員を乗り組ませようとする場合には、次項の規定により証印を受けている者又は航海当直部員適任証書を受有する者を、国土交通省令で定めるところにより乗り組ませなければならない。

- ② 国土交通大臣は、国土交通省令の定めるところにより航海当直をするために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をし、又は航海当直部員適任証書を交付する。
- ③ 国土交通大臣は、次項の規定により証印を抹消され、又は航海当直部員適任証書の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者に対しては、前項の証印又は同項の規定による航海当直部員適任証書の交付をしないことができる。
- ④ 国土交通大臣は、第二項の規定により証印を受けている者又は航海当直部員適任証書を受有する者が、その職務に関するこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、その者に対し船員手帳の提出を命じ、その証印を抹消し、又は航海当直部員適任証書の返納を命ずることができる。
- ⑤ 前各項に定めるもののほか、航海当直部員並びに第二項の証印及び航海当直部員適任証書に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

※第百十七条の三において危険物等取扱責任者、第百十七条の四において特定海域運航責任者について同旨の規定を設けている。

省令事項

船員手帳への証印に代わる適任証書の交付

- 新船員法第117条の2～第117条の4において、「航海当直部員」、「危険物等取扱責任者」及び「特定海域運航責任者」の認定について、現行の船員手帳への証印に加え、適任証書の交付によることも可能としたところ、「認定をした旨の証印」を「認定」に改めるほか、適任証書の様式を新設する。

各種資格等に係る申請のオンライン化

省令事項【船員法施行規則】

航海当直部員資格等に係る申請のオンライン化

- 「航海当直部員」、「危険物等取扱責任者」及び「特定海域運航責任者」の適任証書の交付及び再交付手続については、令和8年度よりオンラインにより行うことを可能とすることを踏まえ、申請の添付書類等の規定について整備する。

省令事項【船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令】

衛生管理者資格に係る申請のオンライン化

- 令和8年度より衛生管理者適任証書の交付手続がオンライン化されることに伴い、交付申請手続を改めて省令において明文化するとともに、申請の添付書類等について見直す。

省令事項【救命艇手規則】

救命艇手資格に係る申請のオンライン化

- 令和8年度より救命艇手適任証書の交付申請手続がオンライン化されることに伴い、交付申請手続を改めて省令において明文化するとともに、申請の添付書類等について見直す。

省令事項【船内における食料の支給を行う者に関する省令】

船舶料理士資格に係る申請のオンライン化

- 令和8年度より船舶料理士資格証明書の交付申請手続がオンライン化されることに伴い、申請の添付書類等について見直すとともに、窓口申請の場合の手数料に加え、オンライン申請の場合の手数料を新設する。